

## マニライフ生命 ユニバーサル型保険を機能強化 新たに「家族収入保障特約」「特定疾病収入保障特約」を販売開始

マニライフ生命保険株式会社（本社：東京都調布市、取締役代表執行役社長兼 CEO ジェフ・クリックメイ）は、販売中のユニバーサル型保険「マニフレックス」「マニユメッド」「マニユステップ」の機能強化として、新たに「家族収入保障特約」「特定疾病収入保障特約」\*1を、本年5月7日より全国でプランライト・アドバイザー（PA：当社営業職員）を通じて販売開始いたします。

今回の機能強化では、世帯主が万一の場合に残されたご家族の毎月の生活費や、三大疾病（ガン、急性心筋梗塞、脳卒中）に罹患した場合の毎月の生活費、入院・治療費用を確保したいというお客様のニーズにお応えすべく、毎月給付金を受け取ることができる特約を追加いたしました。

これにより、お客様のニーズに合わせて特約を選ぶことができ、ライフイベントに対応した柔軟な保障内容の変更が可能という、ユニバーサル型保険ならではの長が、さらに充実することになります。

「家族収入保障特約」「特定疾病収入保障特約」の特長は下記の通りです。

### (1) 特約のポイント

#### 家族収入保障特約

- ・被保険者が死亡または高度障害状態になった場合、以降保険期間満了まで月払給付金を支払います。
- ・毎月の生活費に基づいて保障額を設定することができます。
- ・ライフプランに合わせて保険期間が選べます。
- ・最低支払保証期間が5年間設定されています。
- ・ nonsmokerの方にはより割安な保険料で保障をご提供いたします。

#### 特定疾病収入保障特約

- ・被保険者が三大疾病に罹患した場合、以降保険期間満了まで特定疾病月払給付金を支払います。
- ・入院・通院終了後も保険期間満了まで毎月給付金を受け取ることができるので、安心して治療に専念できます。
- ・ライフプランに合わせて保険期間が選べます。
- ・最低支払保証期間が5年間設定されています。

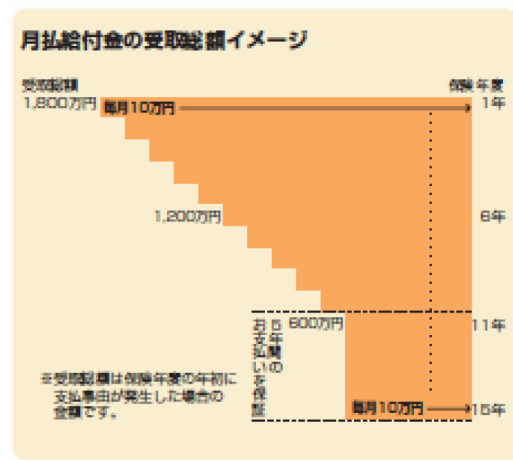
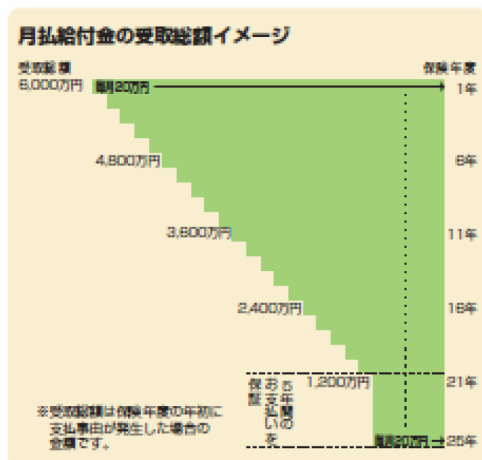
### (2) 受取イメージ

#### <家族収入保障特約のご契約例>

年齢：35歳  
保険期間：60歳満了  
月払給付金額：20万円

#### <特定疾病収入保障特約のご契約例>

年齢：45歳  
保険期間：60歳満了  
月払給付金額：10万円



\*1…「マニユメッド」に付加できるのは「特定疾病収入保障特約」のみとなります。

#### マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社（「マニユライフ生命」）は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業で、世界的な格付け会社スタンダード&プアーズ社から、最高位の格付けである「AAA」を取得しています（2007年4月末現在）。

マニユライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界19ヶ国・地域で数百万のお客様にサービスを提供している金融サービスのリーディング・グループです。カナダおよび日本、大部分のアジア地域では、マニユライフ・ファイナンシャルとして、また、米国においては、主にジョン・ハンコックとして事業を展開し、同社職員、エージェントおよび販売パートナーの広範囲にわたるネットワークを通じて、お客様に多種多様な保障商品や資産運用サービスを提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルの管理運用資産は2007年3月31日現在4,260億カナダドル（3,700億米ドル）となっています。

マニユライフ・ファイナンシャル社は、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「0945」で取引されています。

マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細は同社ホームページ（[www.manulife.com](http://www.manulife.com)）をご覧ください。マニユライフ生命のホームページは次の通りです。（[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)）

## リスク情報について

### 市場金利によって損失が生じることがあります

主契約の無配当利率感応型 10 年ごと(連生)生存給付保険を「フレックスファンド」といいます。「フレックスファンド」の積立金は市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が「フレックスファンド」に充当された既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

## この商品の費用について

「フレックスファンド」の積立金は、予定利率から災害死亡保障に備えるための費用として0.003%および保険契約の維持に必要な費用として予定利率に応じて0.85%～1.15%を差し引いた率を用いて計算します。

主契約を解約される場合、解約手数料がかかることがあります。解約手数料は、この保険の資産の平均利回りなどにより計算され、解約計算基準日(その請求書類が会社の本社に到着した日)の積立金の額につぎの解約手数料率を乗じて得られる金額です。

$$\text{解約手数料率} = \left( \begin{array}{l} \text{解約計算基準日} \\ \text{から次の10年ご} \\ \text{との年単位の契} \\ \text{約応当日までの} \\ \text{残存期間} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{解約計算基準日の属す} \\ \text{る月の前月の予定利率} \\ \text{計算基準日における残} \\ \text{存期間に応じた国債の} \\ \text{利回り} \\ \text{スポットレート} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{その予定利率計} \\ \text{算基準日におけ} \\ \text{るこの保険の資} \\ \text{産の平均利回り} \end{array} \right)$$

解約手数料率がマイナス値になる場合は、解約手数料を0(ゼロ)とします。この解約手数料は、「フレックスファンド」積立金の引き出し(一部解約)の際にも同様にかかります。

ご注意事項

**⚠ 運用のリスクについて**

変額積立特約の積立金は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が給付金額や積立金額、将来の年金額などの増減につながります。このため、株価や債券価格の下落・為替の変動により、積立金額、将来支払われる給付金額、解約返戻金額等は、払い込まれた特約保険料の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動に伴う投資リスクは、ご契約者に帰属します。

**⚠ 変額積立特約の諸費用について**

◆保険料比例費

毎回の変額積立特約(生存給付保険用)の特約保険料を特別勘定に繰り入れる際に、ステップファンドの特約保険料額に対して1%を控除します。この特約を付加したすべてのご契約者にご負担いただく、特約の締結にかかわる費用です。

◆積立金比例費

変額積立特約を付加した全てのご契約者における各特別勘定の積立金から、積立金額に右記年率の1/365を乗じた金額を毎日控除します。これは特別勘定の維持・運営にかかわる費用や、災害死亡給付金を支払うための費用、特約の締結・維持などに必要な費用です。

特別勘定	費用
グローバル・バランスMSt25	年率2.11%
グローバル・バランスMSt50	
グローバル・バランスMSt75	

◆特約管理手数料

次のいずれにも該当する場合、変額積立特約(生存給付保険用)ごとに、毎月100円を控除します。

- ・ 特約定期払込保険料(月払)が15,000円(半年払のときは9万円、年払のときは18万円)未満。(特約定期払込保険料の払込みが停止された場合を含みます。)
- ・ 特約保険料の払込累計額(一部解約された金額を除きます。)が100万円未満。

◆スイッチング手数料

1契約につき年間4回まではスイッチングには手数料がかかりません。5回目からのスイッチングに対しては、スイッチング手数料として1回につき1,000円を移転元の特別勘定の積立金から控除します。

※年間とは、ステップファンドの契約応当日から起算して1年間をいいます。

※特別勘定廃止に伴うスイッチングは、上記のスイッチング回数には含みません。

※複数の特約のスイッチングを同時に行う場合は、1回としてカウントします。

◆年金維持費

年金支払へ移行した全てのご契約者から、特約年金額に1.0%を乗じた金額を年金支払日に責任準備金から年金維持費として控除します。

**⚠ 変額積立特約の解約返戻金について**

- 変額積立特約を解約または一部解約する際の解約返戻金額は、そのご請求をマニユライフ生命の本社が受付した日の翌営業日(この日を「特約解約計算基準日」または「特約一部解約計算基準日」といいます。)の積立金額です。
- 特約解約計算基準日または特約一部解約計算基準日が特約の締結の日から経過年数5年以内となる場合には、特約の締結の日からの経過年数に応じて積立金額から解約控除額が差し引かれます。なお、特約解約計算基準日または特約一部解約計算基準日が特約の締結の日から経過年数5年を超える場合には、解約控除はありません。

$$\begin{aligned} \text{解約返戻金額} &= \text{「ステップファンド」の積立金額(解約に相当する部分)} - \text{解約控除額} \\ \text{解約控除額} &= \text{「ステップファンド」の積立金額(解約に相当する部分)} \times \text{解約控除率} \end{aligned}$$

◆解約控除率

経過年数	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
解約控除率	5%	4%	3%	2%	1%

- 解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。ステップファンドには最低保証がありませんので、変額積立特約の払込累計保険料額を下回ることがあります。

**⚠ 年金移行特約に関する費用について**

◆年金支払へ移行した場合にご負担いただく費用

- 年金支払へ移行した場合、年金支払の管理にかかる費用として、特約年金額に 1.0%を乗じた金額を年金支払日に責任準備金から控除します。

◆年金へ移行し、年金の一括支払を選択した場合にご負担いただく費用

- 支払へ移行した場合、移行した部分は主に国債等の固定金利資産で運用されます。一般に、この固定金利資産の資産価値は、市場の金利が高くなると減少します。この資産価値の減少を年金の一括支払の際のお支払い額に反映させる調整のことを、この特約において「市場価格調整(MVA)」といいます。市場金利が上昇すると、市場価格調整によりお支払金額は減少します。
- 一括支払の際は、「市場価格調整後の未払年金の現価」と「未払年金の合計額」のうち、いずれか小さい金額をお支払いします。

市場価格調整後の未払年金の現価 = 未払年金の現価 × (1 - 市場価格調整率)

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1+i}{1+j} \right)^{\frac{\text{残存期間(月)}}{12}} \times \frac{1}{2}$$

※ i=年金支払移行時の金利 j=一括支払を受け付けた日の金利

ご契約の検討・申込に際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面 ご契約の概要／重要事項のお知らせ（注意喚起情報）・個人情報と告知のお取り扱いについて」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。商品内容の詳細については、「商品パンフレット」「ご契約のしおり／特約条項／特別勘定のしおり」にてご確認ください。くわしくは、変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

【 引受保険会社 】

マニユライフ生命保険株式会社

本社／東京都調布市国領町4丁目34番地1

〒182-8621

変額年金カスタマーセンター／0120-925-008

ホームページ／ <http://www.manulife.co.jp/>